

福岡県公報

平成21年9月30日
第3021号

目次

告示(第1450号 - 第1471号)

保安林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林の所在場所等	(森林保全課)	2
土地改良区の設立の認可申請の適否決定	(農村整備課)	3
漁業災害補償法に基づく区域内特定養殖業者の同意	(漁業管理課)	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	4
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	4
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
平成21年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催	(畜産課)	5
解除に係る保安林の所在場所等	(森林保全課)	6
都市計画の変更	(都市計画課)	6
都市計画の変更	(都市計画課)	6
道路の区域の変更	(道路維持課)	6
道路の供用の開始	(道路維持課)	6
生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	7
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	7
生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	(保護・援護課)	8
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	8
生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	8
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	9

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	10
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	10
公 告			
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	12
貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	12
意見募集の結果の公示	(保健衛生課)	12
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(保健衛生課)	12
公安委員会			
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	13
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	13
雑 報			
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	14
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	14
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	15
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	16
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	16
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	17
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	17
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	18
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	18
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	19
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	20
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	20
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)	21
西日本宝くじの発売	(財政課)	21
西日本宝くじの発売	(財政課)	22
西日本宝くじの発売	(財政課)	22

西日本宝くじの発売	(財 政 課)22
西日本宝くじの発売	(財 政 課)23
西日本宝くじの発売	(財 政 課)23
西日本宝くじの発売	(財 政 課)24
西日本宝くじの発売	(財 政 課)24
西日本宝くじの発売	(財 政 課)24
西日本宝くじの発売	(財 政 課)25
西日本宝くじの発売	(財 政 課)25

告 示

福岡県告示第1450号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所
大野城市大字牛頸569の4
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び大野

城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1451号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字上須恵42の14
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1452号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 保安林の所在場所
糸島郡二丈町大字吉井字西山14の94

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成21年9月15日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
小野南部土地改良区	土地改良事業計画書の写し及び定款の写し	平成21年9月30日から平成21年10月29日まで	古賀市役所

福岡県告示第1454号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する同法第

105条の2第3項の規定による次の届出に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
大川市大字新田 "	江 口 三 千 年 古 賀 峯 吉	上新田漁業協同組合の地区 (特定のり上新田加入区)	のり養殖業
柳川市南浜武 "	荒 巻 滋 美 松 本 隆 憲	浜武漁業協同組合の地区 (特定のり浜武加入区)	のり養殖業
柳川市大浜町 "	山 田 正 人 内 田 光 喜	両開漁業協同組合の地区 (特定のり両開加入区)	のり養殖業
柳川市七ツ家 柳川市久々原	梅 崎 信 幸 太 田 幸 吉	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧久間田漁業協同組合の地区 (特定のり久間田加入区)	のり養殖業
柳川市吉富町 "	石 橋 秀 美 矢 ヶ 部 文 夫	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧西宮永漁業協同組合の地区 (特定のり西宮永加入区)	のり養殖業
柳川市佃町 柳川市下宮永町	武 末 敏 紀 山 田 正 一	柳川漁業協同組合の地区のうち 旧東宮永漁業協同組合の地区 (特定のり東宮永加入区)	のり養殖業
柳川市大和町皿垣開 "	浦 貴 光 甲 斐 田 俊 郎	皿垣開漁業協同組合の地区 (特定のり皿垣開加入区)	のり養殖業
柳川市大和町谷垣 柳川市大和町明野	武 末 健 松 藤 義 輝	有明漁業協同組合の地区 (特定のり有明加入区)	のり養殖業
柳川市大和町中島 "	小 柳 寿 生 高 田 名 月	山門羽瀬漁業協同組合の地区 (特定のり山門羽瀬加入区)	のり養殖業
みやま市高田町永治 "	田 中 新 坂 井 剛 修	高田漁業協同組合の地区 (特定のり高田加入区)	のり養殖業

大牟田市大字手鎌 "	稲田 正平 河原畑 勉	三浦海苔生産漁業協同組合の地区 (特定のり三浦海苔生産加入区)	のり養殖業
大牟田市大字唐船 大牟田市北磯町	奥園 善徳 田中 成春	手鎌漁業協同組合の地区 (特定のり手鎌加入区)	のり養殖業
大牟田市大字岬 大牟田市大字手鎌	松尾 親憲 乗富 鉄男	三浦第一漁業協同組合の地区 (特定のり三浦第一加入区)	のり養殖業
大牟田市大字岬 "	木下 健治 松藤 文豪	新大牟田漁業協同組合の地区のうち大牟田市大字岬、大字唐船、大字手鎌、椿黒町、大黒町、城町、健老町、中町、恵比寿町、北磯町の地区 (特定のり新大牟田北部加入区)	のり養殖業
大牟田市西浜田町 大牟田市南船津町	古賀 健次郎 松本 正澄	新大牟田漁業協同組合の地区のうち大牟田市住吉町、浜田町、西浜田町、新地町、諏訪町、千代町、天領町、樋口町、三川町、南船津町の地区 (特定のり新大牟田南部加入区)	のり養殖業

福岡県告示第1455号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1592号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1456号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 届出年月日
平成21年9月11日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 ゆめタウンうきは
 - 所在地 福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社イズミ	広島県広島市南区京橋町2番22号

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社イズミ	広島県広島市南区京橋町2番22号
未定	

- 大規模小売店舗を新設する日
平成22年6月1日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,350平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外	480

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外	133

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外	269.025

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外	58.14

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社イズミ	午前9時	午後11時
未定	午前9時	午後11時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後11時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

4ヶ所 福岡県うきは市吉井町千年字町地157番 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後8時まで

福岡県告示第1457号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

遠賀郡水巻町頃末南二丁目714 - 4、714 - 17、714 - 18、1049 - 18、1049 - 73、1088 - 1、1088 - 2、1093 - 1、1093 - 2、1112 - 8、1114 - 2、1114 - 3、1164 - 104、1164 - 106から1164 - 109まで、1174 - 1、1174 - 2、1181 - 1、1181 - 6、1181 - 10、1181 - 11、2702 - 3、2703 - 4、2704 - 2、2705 - 3、2778 - 3、2806 - 1、2806 - 3、2806 - 16から2806 - 19まで、2808 - 3、2808 - 7から2808 - 26まで、2814 - 1、2814 - 3から2814 - 5まで、2844 - 1、2844 - 7、2844 - 8、2844 - 10、2844 - 13から2844 - 17まで、2865 - 1、2865 - 6、2865 - 7、2865 - 11、2865 - 12、5003 - 2、5004 - 1、5004 - 3から5004 - 7まで、5047 - 2、5048 - 2及び5049 - 1並びに5003 - 1の一部、5008の一部、及び5047 - 1の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

名古屋市市中村区名駅四丁目9番8号

豊田通商株式会社 代表取締役 古林 清

福岡県告示第1458号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように平成21年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農業総合試験場 筑紫野市大字吉木767番地 福岡県農業大学校
講習会開催期日	平成22年1月18日から同年2月17日まで

福岡県告示第1459号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 解除に係る保安林の所在場所
北九州市門司区大字今津字津村島274の4
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
港湾施設用地とするため

福岡県告示第1460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

苅田都市計画臨港地区を変更（苅田都市計画苅田港臨港地区の変更）

福岡県告示第1461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

福岡都市計画、久山都市計画、篠栗都市計画、須恵都市計画及び宇美都市計画下水道を変更（多々良川浄化センター計画用地の縮小及び久山幹線の廃止）

福岡県告示第1462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女郡黒木町大字笠原11005番1先から同郡同町大字笠原10860番先まで	6.4 ~ 27.2	103.0
			後	同上	4.6 ~ 30.0	116.0

福岡県告示第1463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年9月30日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供

する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内線 黒木	八女郡黒木町大字笠原11005番1先から 同郡同町大字笠原10860番先まで

福岡県告示第1464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
春生144	かみのまち整形外科リウマチ科	春日市上白水5丁目22番地1	21・9・1
筑紫地生178	目野内科クリニック	筑紫郡那珂川町大字片縄6-3-20	21・9・1
古生歯65	医療法人 正剛会 華デ ンタルクリニック	古賀市花見東1丁目10-15	21・6・1
う生歯15	五反田歯科医院	うきは市吉井町565番地1	21・7・1
女生歯59	久保田歯科医院	八女郡広川町大字新代623-3	21・7・15
鞍生歯69	くらで歯科医院	鞍手郡鞍手町大字中山2395-1	21・8・1
田川生歯117	さくら歯科	田川郡福智町金田934-8	21・9・1
像生薬58	株式会社 いの調剤薬局	宗像市栄町10-1	21・8・1

筑紫地生薬26	ハート薬局那珂川	筑紫郡那珂川町大字片縄北6-3-17	21・9・1
大生薬166	イルカ薬局	大牟田市大字宮崎字乙屋敷2776番2	21・9・1
嘉生訪7	合資会社一啓訪問看護ステーション	嘉穂郡桂川町大字豆田58-7コーポ桂川102	21・7・1

福岡県告示第1465号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
粕生298	よしおか小児科内科クリニック	よしおか小児科クリニック	糟屋郡新宮町下府1丁目4-5	20・4・1
粕生323	平田医院	平田ペインクリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原380-1	21・8・6
春生歯57	医療法人保坂歯科クリニック	医療法人今泉仁美子デンタルクリニック	春日市春日原東町3丁目38番地	21・6・23
小生歯29	医療法人立山いくよ歯科医院	医療法人立山 立山歯科医院	小郡市井上字下ハスク1033-7	21・7・22

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	-----	------	------	-------

粕生323	平田ペインクリニック	糟屋郡粕屋町大字長者原260 - 8	糟屋郡粕屋町大字長者原380 - 1	21・8・6
春生歯57	医療法人今泉仁美子デンタルクリニック	春日市春日原北町3丁目38番地	春日市春日原東町3丁目38番地	21・6・23
飯生薬62	タイヨー薬局飯塚店	飯塚市菰田西1丁目4 - 29	飯塚市菰田西1丁目6 - 25	21・7・26

福岡県告示第1466号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	再開年月日
嘉麻生薬8	中の坪調剤薬局	嘉麻市鴨生651	20・12・15

福岡県告示第1467号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生168	檜崎医院	糟屋郡篠栗町大字篠栗4920	21・4・30
筑生歯21	浅山歯科医院	筑後市大字上北島字恵美手954 - 4	21・8・1
女生歯5	久保田歯科医院	八女郡広川町大字新代字大坪623 - 3	21・7・14
大生薬157	さくら調剤薬局大牟田店	大牟田市原山町13 - 2	21・1・31

福岡県告示第1468号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
嘉麻生マ23	渡邊晃司（シルバーマッサージ）	嘉麻市熊ヶ畑2539 - 2	21・8・28
飯生マ22	古石一孝（クラフト施術所 飯塚）	飯塚市薦田東1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ23	古石一枝（クラフト施術所 飯塚）	飯塚市薦田東1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ24	渡邊孝男（クラフト施術所 飯塚）	飯塚市薦田東1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ25	橋口新司（クラフト施術所 飯塚）	飯塚市薦田東1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ26	竹村 悟（クラフト施術所 飯塚）	飯塚市薦田東1丁目7 - 42	21・9・1

飯生マ27	朝原幸治 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市薦田東 1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ28	広瀬繁利 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市薦田東 1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ29	松本敬子 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市薦田東 1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ30	杵田 環 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市薦田東 1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ31	浜地真喜子 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市薦田東 1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ32	黒田八千代 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市薦田東 1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ33	渡邊晃司 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市薦田東 1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ34	佐伯禮次郎 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市薦田東 1丁目7 - 42	21・9・1
飯生マ35	濱崎良子 (クラフト施術所 飯塚)	飯塚市薦田東 1丁目7 - 42	21・9・1
京生マ8	古石一孝 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ9	古石一枝 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ10	渡邊孝男 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ11	橋口新司 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ12	竹村 悟 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ13	朝原幸治 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ14	広瀬繁利 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1

京生マ15	松本敬子 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ16	杵田 環 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ17	浜地真喜子 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ18	黒田八千代 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ19	渡邊晃司 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ20	佐伯禮次郎 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
京生マ21	濱崎良子 (クラフト施術所 行橋)	京都郡苅田町大字葛川255 - 57	21・9・1
直生柔22	白木啓介 (整骨院 長生庵)	直方市新知町 6 - 48	21・9・1
飯生柔38	土山仁生 (飯塚中央整骨院)	飯塚市弁分611 - 3	21・8・4
大野生柔20	藤野俊彦 (しもおおり駅前整骨院)	大野城市下大利 1丁目11 - 7	21・4・1
大野生柔21	福島 聡 (しもおおり駅前整骨院)	大野城市下大利 1丁目11 - 7	21・4・1
み生柔17	石橋洋一 (みやま整骨院)	みやま市瀬高町下庄613 - 1 - 105	21・4・4
粕生柔50	三島二寿 (しんぐう堂整骨院)	糟屋郡新宮町夜白 2丁目1 - 5	21・9・1
朝生柔5	永田一生 (筑前にこここ整骨院)	朝倉郡筑前町篠隈349 - 14	21・7・9

福岡県告示第1469号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第55条において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法

律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
嘉麻生マ11	松本敬子(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ12	朝原幸治(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ13	濱地真喜子(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ14	古石一枝(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ15	渡邊孝男(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ16	三宅 博(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ17	橋口新司(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ18	春日昌子(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ19	竹村 悟(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ20	古石一孝(クラフト施術所嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ21	廣瀬繁利(クラフト施術所 嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1
嘉麻生マ22	杵田 環(クラフト施術所 嘉麻)	嘉麻市岩崎212-1	21・9・1

大野生柔13	諸熊 健(しもおり駅前整骨院)	大野城市下大利1丁目11-7	21・3・31
粕生柔35	小笠原賢治(しんぐう堂整骨院)	糟屋郡新宮町夜白2丁目1-5	21・8・31
京生柔18	林 克彦(築城整骨院)	築上郡築上町大字築城168-9	21・9・1
京生柔19	矢野宏明(築城整骨院)	築上郡築上町大字築城168-9	21・9・1

福岡県告示第1470号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成21年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 就労支援機構

(2) 代表者の氏名

山崎 幸夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町後野2丁目1番2-203号(インプレスアクア那珂川)

(4) 定款に記載された目的

この法人は、若年層を中心に、社会的困窮者等に対して、就労支援・雇用機会の拡充・職業能力の開発を支援する活動を行い、又、同じ目的を有する他団体との連携を図りながら地域の就業率の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1471号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、

同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

前原市

2 事業の種類

前原市白糸地区農業集落排水処理施設（仮称）建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県前原市大字白糸字前田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第31号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である前原市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成21年度下水道事業会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、前原市が同市大字白糸字前田地内において、排水処理施設を建設するものである。

前原市の南部の山間地に位置する白糸地区においては、農業基盤は整備されたものの、家庭等から排出される雑排水は、集落内水路を経由して、又は直接農業用排水路へ流入している。その雑排水は、近年の生活様式の変化により汚濁の度合いを増し、農業用水の水質悪化の原因となっており、農業生産物、特に水稻の品質が低下している。また、雑排水の汚濁による環境の変化は、集落内水路においても見

られ、雑排水の滞留によるハエ、蚊の発生及び悪臭の原因となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、農業用排水の汚濁の防止が図られ、農業生産性の向上に寄与するとともに、生活環境の改善及び水路、河川等の公共用水域の水質保全が図られるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、住民による日常管理が容易な場所に位置し、造成工事が容易で、事業費が少ないなど、社会的、経済的、技術的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、家庭等から排出される雑排水の汚濁によって農業用水の水質悪化、生活環境の悪化を来していること、また、住民から下水道整備に関する極めて強い要望があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、前原市から申請のあった前原市白糸地区農業集落排水処理施設（仮称）建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものであ

る。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

前原市役所（下水道課）

公 告

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、福岡県行政組織規則の一部を改正する規則（平成21年9月福岡県規則第39号）の制定及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成21年環境省令第2号）の施行に伴い当然必要とされる規定の整備であり、軽微な変更該当するため、福岡県行政手続条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成21年9月30日

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定に基づき、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
アークファイナンス 柿野 三郎	福岡市博多区博多南2丁目11番3号	福岡県知事 (1)第08461号 平成18年12月15日	平成21年9月8日 登録取消処分	貸金業法第24条の6の5第1項

公告

福岡県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則案について、平成21年8月12日から平成21年9月11日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成21年9月30日に公布しました。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

保健医療介護部保健衛生課営業指導係

電話：092 - 643 - 3279

メールアドレス：hoeisei@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県プール衛生指導要綱（平成15年福岡県告示第1183号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部保健衛生課に備え置きます。

平成21年9月30日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見を募集しなかった理由

福岡県保健福祉環境事務所の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年

3月30日福岡県条例第12条)の施行に伴い、保健福祉環境事務所長を保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長に改めたものですが、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の軽微な変更該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 告示の公布日

平成21年9月30日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第288号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年9月30日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成21年10月29日(木)午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第289号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第5条の8第2項の規定により告示する。

平成21年9月30日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成21年10月20日(火) 13:30~16:30	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
平成21年10月20日(火) 13:30~16:30	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成21年10月23日(金) 13:30~16:30	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
平成21年10月27日(火) 13:30~16:30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第64号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1944回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1944回西日本宝くじ |
| 2 受託銀行等の名称
及び所在地 | 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 発売総額及び通数 | 250,000,000円
10万通 25組 |
| 4 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 5 発 売 期 間 | 平成21年10月7日から |

平成21年10月13日まで

- 6 抽 せ ん 日 平成21年10月15日
 7 当せん金支払開始日 平成21年10月20日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	24本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	50本
4 等	10,000円	500本
5 等	3,000円	5,000本
6 等	500円	75,000本
7 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証券は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第65号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1945回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1945回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年10月14日から
平成21年10月20日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年10月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	300,000円	28本
2等	30,000円	140本
3等	10,000円	400本
4等	5,000円	2,648本
5等	2,000円	53,396本
6等	200円	200,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第66号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1946回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1946回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成21年10月14日から
平成21年10月27日まで
- 6 抽せん日 平成21年10月29日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年11月4日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	29本
2等	1,000,000円	3本
3等	100,000円	90本
4等	10,000円	900本
5等	5,000円	3,000本
6等	1,000円	30,000本
7等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第67号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1947回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1947回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年10月28日から
平成21年11月10日まで
- 6 抽せん日 平成21年11月13日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年11月18日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	60,000,000円	1本
1等の前後賞	20,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	44本
2 等	10,000,000円	3本
3 等	1,000,000円	45本
4 等	100,000円	450本

5 等	10,000円	4,500本
6 等	1,000円	45,000本
7 等	200円	450,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第68号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1948回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1948回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年11月4日から
平成21年11月17日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年11月4日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	200,000円	35本
2	等	100,000円	35本
3	等	10,000円	3,500本
4	等	5,000円	3,500本
5	等	1,000円	116,928本
6	等	500円	116,928本
7	等	200円	350,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第69号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1949回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1949回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成21年11月11日から

平成21年11月24日まで

- 6 抽 せ ん 日 平成21年11月26日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年12月1日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	3,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	34本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	100,000円	70本
4 等	10,000円	700本
5 等	5,000円	7,000本
6 等	1,000円	35,000本
7 等	100円	350,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第70号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1950回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1950回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年11月18日から
平成21年12月1日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年11月18日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	14本
2等	50,000円	119本
3等	10,000円	1,505本
4等	1,000円	98,000本
5等	500円	350,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第71号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1951回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に

おいて

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1951回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成21年11月25日から
平成21年12月1日まで
- 6 抽せん日 平成21年12月3日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年12月8日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	1,000,000円	25本
2等	30,000円	250本
3等	10,000円	2,500本
4等	1,000円	25,000本
5等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第72号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1952回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に
おいて

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1952回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成21年12月2日から
平成21年12月8日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年12月2日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	60本
2 等	100,000円	130本
3 等	10,000円	1,250本
4 等	5,000円	2,490本
5 等	3,000円	5,000本
6 等	1,000円	100,000本
7 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第73号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1953回
西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に
おいて

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1953回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成21年12月2日から
平成21年12月15日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成21年12月17日
- 7 当せん金支払開始日 平成21年12月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	1本
1 等の前後賞	5,000,000円	2本
1 等の組違い賞	50,000円	34本
2 等	100,000円	350本
3 等	3,000円	7,000本
4 等	1,000円	35,000本
5 等	100円	350,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第74号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1954回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1954回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
450万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成21年12月9日から
平成21年12月25日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年12月9日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	500,000円	27本
2 等	50,000円	522本
3 等	10,000円	1,098本

4 等	500円	63,270本
5 等	200円	450,000本
ク リ ス マ ス 賞	2,000円	112,500本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第75号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1955回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1955回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 1,500,000,000円
10万通 75組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成21年12月23日から
平成22年1月12日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成22年1月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成22年1月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	80,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	10,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	100,000円	74本
2 等	10,000,000円	3本
3 等	1,000円	150,000本
4 等	200円	750,000本
一 富 士 賞	1,000,000円	75本
二 鷹 賞	100,000円	750本
三 茄 子 賞	10,000円	7,500本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第76号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1956回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1956回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 1,600,000,000円

800万通

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成21年12月26日から
平成22年1月12日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成21年12月26日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	32本
2 等	100,000円	112本
3 等	10,000円	1,600本
4 等	5,000円	3,200本
5 等	200円	1,600,000本
お 年 玉 賞	1,000円	309,680本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称 第1957回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
200万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成22年1月13日から
平成22年1月19日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 176,080,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 36,319,080円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 29,880,000円
- 8 受託申請期限 平成21年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告
 当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年9月30日
 鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1958回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 40組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成22年1月13日から
平成22年1月26日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 170,950,000円
- 6 売りさばき及び

- 当せん金支払手数料 発売総額に対し 39,582,795円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 30,720,000円
- 8 受託申請期限 平成21年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1959回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 400,000,000円
1組10万通 40組
- 3 証票金額 1枚 100円
- 4 発売期間 平成22年1月27日から
平成22年2月9日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 169,950,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 40,419,645円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 30,720,000円
- 8 受託申請期限 平成21年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に
おいて

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1960回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 800,000,000円
1組10万通 40組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成22年2月3日から
平成22年2月16日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 355,900,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 70,212,345円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 43,520,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第
3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申
請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に
おいて

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 第1961回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成22年2月17日から
平成22年2月23日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 103,700,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,788,820円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,200,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第
3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申
請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に
おいて

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1962回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成22年2月17日から
平成22年3月2日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 309,218,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 62,509,839円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 52,290,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1963回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成22年2月24日から
平成22年3月9日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 126,000,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,578,500円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 23,040,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名に

において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1964回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成22年3月3日から
平成22年3月16日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 308,175,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,502,530円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 52,290,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成21年10月14日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1965回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成22年3月10日から
平成22年3月16日まで |

5	当せん金の総額	発売総額に対し	104,950,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し	24,712,695円
7	その他発売経費	発売総額に対し	19,200,000円
8	受託申請期限		平成21年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1966回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	900,000,000円 1組10万通 45組
3	証 票 金 額	1枚 200円
4	発 売 期 間	平成22年3月10日から 平成22年3月25日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 394,700,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 79,033,395円
7	その他発売経費	発売総額に対し 48,960,000円
8	受託申請期限	平成21年10月14日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成21年9月30日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1967回西日本宝くじ
2	発売総額及び通数	700,000,000円 350万通
3	証 票 金 額	1枚 200円
4	発 売 期 間	平成22年3月17日から 平成22年3月31日まで
5	当せん金の総額	発売総額に対し 308,245,000円
6	売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 63,420,945円
7	その他発売経費	発売総額に対し 52,290,000円
8	受託申請期限	平成21年10月14日